

東アジア文化都市2017京都クロージング事業（閉幕式典及び日中韓舞台公演）に係る 運營業務の受託事業者選定に係る募集要項

東アジア文化都市2017京都実行委員会（以下「本委員会」という。）では、東アジア文化都市2017京都クロージング事業（閉幕式典及び日中韓舞台公演）に係る運營業務の受託事業者をプロポーザル方式により選定しますので、参加希望者は以下の事項に従い応募してください。

1 業務の概要

(1) 委託業務名

東アジア文化都市2017京都クロージング事業（閉幕式典及び日中韓舞台公演）に係る運營業務（以下「本業務」という）。

(2) 業務内容

別紙1「東アジア文化都市2017京都クロージング事業（閉幕式典及び日中韓舞台公演）に係る運營業務の仕様書」のとおり

(3) 委託業務期間

契約日から平成29年12月28日まで

(4) 委託予定上限額

11,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

(1) 参加要件

次の要件をすべて満たすこと。

ア 本業務に類似した業務の受託実績があり、業務手法に精通していること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する要件に該当しないこと。

ウ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。

エ 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止処分を受けていないこと。

オ 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人ではないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(2) 備考

ア 複数の法人等によるグループで提案することも可能とする。

イ 複数の法人等によるグループで提案する場合は、グループの構成員となる全ての法人等が、上記(1)の要件を満たすこと。なお、グループの構成員が別のグループの構成員となり、又は単独で応募することはできない。

3 参加業者の受付・提出書類等

(1) 提出資料（各5部） 別紙2を参照

次の項目の書類を提出すること。

- ア 参加申込書 (様式1)
- イ 業務実績調書 (様式2)
- ウ 統括責任者調書 (様式3)
- エ 京都市公契約基本条例との関係 (様式4)
- オ 業務実施に関する調書 (様式5)
- カ 企画案 (様式6)
- キ 見積書 (様式7)

(2) 提出期限

平成29年5月25日（木） 正午まで（必着）

(3) 提出方法

提出書類は持参又は郵送により提出すること。

(4) 提出先

東アジア文化都市2017京都実行委員会事務局

（京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課内 担当：山本，梅木澤）

〒604-8571京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話（075）222-3121 FAX（075）222-3179

電子メール：bunka@city.kyoto.lg.jp

(5) 提出資料作成に関する質疑受付期限

平成29年5月16日（火） 午後5時まで（必着）

※質問方法は、持参，電子メール，FAX（FAXの場合は，電話連絡のこと）により，東アジア文化都市2017京都実行委員会事務局に提出

※質問に対する回答は，平成29年5月18日（木）までに，質問者に対し，電子メール又はFAXにより回答

(6) ヒアリングの実施

提出資料に基づき，平成29年5月26日（金）に，ヒアリングを実施する。時間，場所，出席人数等の詳細については，電話又は，メールで対象者に別途連絡する。

4 提出資料記載上の留意点

(1) 業務実績調書 様式2

過去3年間における文化芸術に関する催事（参加者1,000人以上）運営等業務の実績について記載すること。複数の業務実績を有する場合は，内容等が本業務に最も類似していると思われるもの1件を記載すること。

(2) 統括責任者調書 様式3

3箇月以上雇用され，過去3年間において，文化芸術に関する催事（参加者1,000人以上）運営等業務実績を持つ統括責任者について記載すること（氏名，所属・役職，経歴・職歴，過去3年の類似業務実績）。なお，統括責任者は本業務を実質的に担当するものとし，業務完了まで特別な事情がない限り変更はできない。

(3) 京都市公契約基本条例との関係 様式4

法人の概要を記入すること。

(4) 業務実施に関する調書 様式5

以下については、仕様書を熟読のうえ、書類を提出すること。

ア 業務実施方針

本業務における取組方針、取組体制、配慮する事項について記入すること。

イ 業務実施手法

進め方や独自の工夫について具体的に記入すること。

(5) 企画案 様式6

企画案の作成に当たっては、日中韓の開催都市の優れた伝統・現代の文化芸術を披露し、その交流を通じて、日中韓の相互理解と連帯感の形成を深める事業であるため、次のアからウの内容を確認し、提案すること。また、別紙3「東アジア文化都市2017京都クロージング事業（閉幕式典及び日中韓舞台公演）に係る運營業務評価基準及び評価点」の評価項目を参考に作成すること。

ただし、式典及び舞台公演の内容は、本委員会で決定するため、提案された企画案について変更する場合がある。

※過去の開催都市（横浜市、新潟市、奈良市）のホームページ参照

ア 閉幕式典

- ・ 構成は以下のとおりとする。（予定）
 - ①京都市及び長沙市（中国）、大邱広域市（韓国）、文化庁の代表者による挨拶（各3分）
 - ※スクリーンに中韓語に翻訳したものを投影
 - ②来賓等挨拶（2名程度、各3分）
 - ③「東アジア文化都市2017」の取組報告（スライド等）（5分程度）
 - ④「東アジア文化都市2017」宣言文への3市長の署名（10分程度）
 - ⑤次の開催都市へつなぐセレモニー（10分程度）
 - ⑥フォトセッション（5分程度）

イ 日中韓の舞台公演

- ・ 京都市及び長沙市（中国）、大邱広域市（韓国）の芸能団による公演を行う。
- ・ 公演時間は各都市20分以内、2演目以内を想定している。
- ・ 日中韓の舞台公演のうち、中韓の芸能団は各15～20名程度を想定している。ただし、演目内容等の詳細は式典開催の1箇月前ぐらいに決定する可能性がある。
- ・ 京都市の演目については、2演目を予定しており、合計70名程度を想定している。
- ・ フィナーレは、京都市、長沙市、大邱広域市の混成チーム（140名程度を想定）による合唱を調整しており、日中韓の芸能団のほか、40名程度の参加を想定している。

ウ 共通事項（閉幕式典及び日中韓舞台公演）

- ・ 閉幕式典及び日中韓の舞台公演合わせて2時間30分程度を想定している。
- ・ 会場として、ロームシアター京都メインホール、控室として、ノースホール、会議室（2室）を11月18日（リハーサル）及び19日（当日）の2日間確保している。
- ・ 中韓の代表者及び芸能団の来日は11月18日を予定している。
- ・ 式典及び舞台公演に関する中国及び韓国との連絡調整は、本委員会を通じて行う。
- ・ 式典及び舞台公演の打ち合わせ等に必要なる通訳（中国語、韓国語）を用意すること（リハーサルを含む）。

(6) 見積書 様式7

本業務の受託見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）を本様式に記入し、本様式とは別に応募者で使用している様式での見積書（内訳付き）も提出すること。

京都市、長沙市、大邱広域市の芸能団の出演料は含まないが、ケータリング等、楽屋のサービスに係る一切のことは見積書に含むこととする。

5 受託候補者の選定

(1) 選定方法

提出された「業務実績調書」、「統括責任者の配置技術者調書」、「京都市公契約基本条例との関係」、「業務実施に関する調書」、「企画案」、「見積書」及びヒアリングの内容について、別紙3「東アジア文化都市2017京都クロージング事業（閉幕式典及び日中韓舞台公演）に係る運營業務評価基準及び評価点」に示す項目を審査委員会において総合的に評価し、業務受託候補者を選定する。なお、参加者が1者のみであっても、プロポーザルは成立することとし、審査及び選定を行う。

審査結果は、速やかに参加者全員に文書により通知するとともに、京都市ホームページにおいて、参加事業者及び評価点を公表する。

また、審査結果についての異議申立ては受け付けない。

6 契約に関する基本的事項

(1) 提案内容の修正等

- ア 受託候補者の選定後、委託内容等について、受託候補者と協議を行い、委託契約を締結する。
- イ 企画の変更に応じ、予算の範囲内において見積額の変更を依頼する場合がある。

(2) 舞台製作に係る構成素材及び成果物に関する知的財産権等の取扱い

構成素材及び成果物に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉及び処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。本業務に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、すべて本委員会に帰属するものとする。

(3) 受託候補者の選定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、選定を取り消し、受託候補者の選定において順位の高かった者の順に協議を行う。

- ア 応募者が2の参加資格を有すると偽った場合又は参加資格を失った場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ウ 委託内容、経費等についての協議が不調の場合

7 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 1（4）の委託予定上限額を超えた見積書が提出された場合は失格とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提案書作成のために本委員会から受領した全ての資料は、本委員会の許諾を得ないで、公表し、又は使用してはならない。
- (5) 本業務契約を締結した事業者の名称は公表できるものとする。
- (6) 本業務契約を締結した事業者は、契約締結後、速やかにロームシアター京都との打合せを行うこと。